

行政常任委員会報告

平成 27 年 5 月 27 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 消防本部

- (1) 火災（その他火災）の発生について
- (2) 消防水利等の除雪ボランティアについて

2 教育委員会

- (1) 空知教育センター組合規約の変更について
- (2) 平成 27 年度幼稚園並びに小中学校の学級編成について
- (3) 平成 26 年度社会教育施設の利用実績について

3 建設課

- (1) 降雪状況について
- (2) 市道路肩決壊について
- (3) 財産の取得について
- (4) 損害賠償額の決定について

4 産業課

- (1) 夕張市公設地方卸売市場条例の一部改正について
- (2) 平成 26 年度夕張市観光客入込数について
- (3) 幸福の黄色いプレミアム商品券の販売について
- (4) 夕張温泉・夕鹿の湯休館の延長について

5 保健福祉課

- (1) 夕張市介護保険条例の一部改正について
- (2) 介護保険制度の改正について
- (3) 夕愛クリニックの閉院について

6 市民課

- (1) 夕張市国民健康保険 平成 27 年度保険料の料率について
- (2) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (3) 平成 27 年度特定健診等の実施について
- (4) 夕張市共同浴場設置条例の一部改正について
- (5) 夕張市汚泥再生処理センターの稼働について
- (6) 工事請負契約の締結について
- (7) 消費生活相談について

7 上下水道課

- (1) 夕張市上水道第8期拡張計画に係るPFI事業について

8 財務課

- (1) 財政再生計画6月変更について
(2) 6月補正予算について
(3) 平成26年度特別交付税の決定について

9 総務課

- (1) 市有施設の耐震診断結果について

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君
本 田 靖 人 君
高 間 澄 子 君
小 林 尚 文 君
今 川 和 哉 君
熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（0名）

【委員長挨拶】

（大山委員長）

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は8名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、教育長、理事、消防長のほか、関係室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育委員会、建設課、産業課、保健福祉課、市民課、上下水道課、財務課、総務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのようにとり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのようにとり進めてまいります。

それでは、消防本部会より報告を受けてまいります。

【消防本部】

1. 火災(その他火災)の発生について
2. 消防水利等の除雪ボランティアについて

(消防次長)

消防本部から2件について報告いたします。

まず初めに、火災の発生について報告いたします。資料1の1をごらんください。

沼ノ沢247番地で発生した火災について。

平成27年5月12日、15時10分ころに出火したその他火災野火で、草地510平方メートル及び廃材が焼損したものです。

続きまして、資料1の2をごらんください。

紅葉山231番地47で発生した火災について。

平成27年5月18日、8時40分ころ出火した建物火災で、住宅内の収容物、段ボール、座布団2枚、造花を焼損したものです。

焼損程度はぼやとなっております。

この件についての報告は以上です。

続きまして、消防水利等の除雪ボランティアに対する感謝状贈呈式について報告いたします。資料2をごらんください。

感謝状贈呈式について。

平成27年3月20日、金曜日、午前11時より夕張市役所4階、市長応接室におきまして、株式会社NIPPON江別出張所鷺澤副所長と北寿産業株式会社柳沼代表取締役役に対しまして、鈴木市長から感謝状が贈呈されました。

除排雪の概要につきましては、平成27年1月27日、29日、30日の3日間にわたり、消防水利43カ所及び消防施設3カ所を重機及び職員を動員され、消防水利の確保にご尽力されたものです。

消防本部からの報告は以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

1. 空知教育センター組合規約の変更について
2. 平成 27 年度幼稚園並びに小中学校の学級編成について
3. 平成 26 年度社会教育施設の利用実績について

(大山委員長)

それでは、次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

(教育長)

記載の報告事項につきまして、教育課長よりご報告させていただきます。

(教育課長)

それでは、私のほうから説明をさせていただきますが、説明に入ります前に資料の訂正を 1 点、お願いしたいと思います。

12 ページ、一番最後のページになりますが、平成 26 年度社会教育施設利用実績(指定管理)の表の一番左側になりますが、施設名(管理者)とありますが、上から 4 番目、紅葉山パークゴルフ場(紅葉山連合町内会)となっておりますが、平成 26 年度から指定管理者が紅葉山パークゴルフ場を守る市民の会となっておりますので、訂正をお願いしたいと思います。大変、失礼いたしました。

それでは、報告に入らせていただきます。

1 の空知教育センター組合規約の変更についてご報告をいたします。

本規約の一部変更につきましては、地方自治法第 290 条の規定により、第 2 回定例市議会に議案を提出する予定であります。資料 1 により規約変更についてご説明をさせていただきます。

まず、資料 1、1 ページは、空知教育センター組合規約の変更についてと空知教育センター組合規約の新旧対照表、それから 2 ページから 5 ページにつきましては、現行の空知教育センター組合規約の全文をお示ししております。

6 ページから 9 ページにつきましては、平成 27 年 4 月 1 日付で行われた地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正に伴う新旧対照表をお示ししております。

それでは、組合規約の変更内容を説明いたします。

空知教育センター組合については、空知管内の教職員の研修及び研修にかかる調査研究に関する一部等を共同処理するための一部事務組合ですが、今回の規約変更は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正等に伴い、空知教育センター組合規約においても変更を要することとなったものであります。

1 ページの新旧対照表をごらんください。

第9条第3項中、第14条の2を第15条に改め、委員を教育長または委員のに改めるものであります。

なお、この規約は北海道の知事の許可があった日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、本規約の変更につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、5月18日開催の第5回定例教育委員会において審議を行い、これを 旨の夕張市教育委員会としての意見書を市議会に提出をしておりますのでお含み置きください。

1については以上です。

続きまして、2、平成27年度幼稚園並びに小中学校の学級編成等について、10ページ、資料2で報告をいたします。

まず、ユーパロ幼稚園の園児数ですが、3歳児7名、4歳児4名、5歳児9名の計20名となり、前年度と比べ4名減のスタートとなっております。

なお、学級数及び教職員数については記載のとおり前年度との増減はありません。

次に、小学校の児童数と学級数ですが、普通学級は1年生31名1学級、2年生37名2学級、3年生38名1学級、4年生が33名1学級、5年生33名1学級、6年生32名1学級となり、合計204名、7学級編成となっております。

特別支援学級は、1年生が3名、2年生3名、3年生1名、4年生1名、5年生2名、6年生3名の計13名となっています。

なお、児童数の合計は217名で、前年度と比べ19名の減となっております。

学級数につきましては、普通学級で2学級減となりましたが、特別支援学級の情緒学級が9名となったことから2学級となり、計4学級で1学級増となっております。

学校全体の学級数としては、1学級減となったところであります。

教職員数については、学級数の減に伴い2名減少したものの、加配が3名から4名と1名増となったことから、全体では1名減にとどまったところであります。

次に、中学校の生徒数ですが、普通学級が1年生42名2学級、2年生36名1学級、3年生が36名1学級となり、合計114名4学級編成となっております。

特別支援学級は1年生がおりません、2年生2名、3年生3名の計5名、学級数は知的、言語、情緒各1学級の3学級編成となっているところでございます。

なお、生徒数の合計は119名で、前年度に比べ25名の減となりましたが、学級数については前年同様に7学級となっております。

また、教職員数につきましては、学級数に変動がなかったことから増減がありませんが、加配が 1 名から 3 名にふえたことから、全体で 2 名の増となっております。

小中学校の合計児童生徒数は 336 名で、前年度比 44 名の減となり、減少傾向が続いている状況にあります。

続きまして、3 番の平成 26 年度社会教育施設の利用実績について報告をさせていただきます。

11 ページ、資料 3 をごらんください。

まず、直営施設の利用状況であります。文化スポーツセンターにつきましては、利用人員で前年度から 3,114 名、使用料で 73 万 7,130 円の増となっております。

文化スポーツセンターでは、昨年 11 月 8 日、9 日の 2 日間、プロバスケットボールのレンバンガ北海道の公式戦が開催され、2 日間で来場者が 1,757 名、収入が 41 万 8,910 円となったため、このイベント利用人員及び使用料の増加に大きく影響したものとなったところであります。

ゆうばりテニスコートは利用人員でマイナス 195 人、使用料でマイナス 6,960 円となっております。

平和運動公園については、利用人員がプラス 2,470 人、使用料がプラスで 11 万 3,200 円となったところであります。

施設の利用の増減につきましては、大会や合宿等の増減の影響が大きいものと考えています。

続いて、清水沢プールにつきましては、利用人員が 332 人のマイナス、使用料が 2,480 円のマイナスとなりましたけれども、利用人員と使用料の減少については天候の影響があったものと考えているところであります。

図書コーナーにつきましては、利用人員でマイナス 48 人、貸出冊数で 209 冊ということで、ほぼ横ばいの状況ということになります。

清水沢地区公民館は、利用人員でプラス 37 名、使用料でプラス 14 万 4,040 円となり、利用人員はほぼ横ばいということでしたが、これに対して使用料の伸びが大きくなっております。これにつきましては、料金の高い夜間の利用や大きな部屋の利用がふえたためというところであります。

清水沢地区公民館の図書コーナーにつきましては、利用人員でマイナス 78 名、貸し出し冊数で 522 冊のマイナスということで、人口の減少に加え、本が余り更新されないことが貸出冊数の大幅な減少につながったものと考えているところであります。

続きまして 12 ページをごらんください。

指定管理等による社会教育施設の利用実績になります。各施設名のすぐ下

の括弧書きが指定管理者の名称ということになっております。

まず、市民健康会館につきましては、人員が前年度から 227 人の増、収入が 4 万 8,400 円の増となっております。使用頻度がわずかに増加したものであります。

次に、南部体育館につきましては、人員でマイナス 20 人、収入で 2 万 5,000 円の減ということになっております。南部体育館につきましては、前々年度までは利用していたスポーツ団体が冬期間の事故や施設までの移動距離のことから、市民健康会館の利用に切りかえるなど、利用が激減していたところですが、26 年度につきましては利用がほとんどない状況でありました。ついては、26 年度末で指定管理が返上となっております、現在は休館中ということになっております。

次に、市営球場及び緑が丘球場についてであります、人員でマイナス 192 人、収入については 2,000 円のプラスとなって、横ばいの状況であります。

続いて、紅葉山パークゴルフ場であります、人員で 2,132 人の減、収入で 54 万 8,350 円の減と、大幅な減少となっております。これにつきましては、人口が減少していると、それからさらには 26 年度から指定管理者がかわり、管理者のメンバーが高齢の方が多く、グラウンドの整備等、どうしても届かないところが出てきてしまうことが原因であると考えております。

教育委員会といたしましては、必要なアドバイス等を随時行いながら、環境を していただけるということであります。

次に、石炭博物館なのですけれども、人員で 1,142 人の減、収入で 102 万 66 円の減、若干の減となっておりますけれども、前年度と同様に海外からのお客様が多く訪れております。

次に、ユウパリコザクラの会、無償で管理いただいている夕張岳ヒュッテについてであります、こちらにつきましては人員で 203 人の増、収入で 31 万 9,000 円の増と、増加をしております。

8 月中旬までは、前年と同様に登山口の手前 7 キロ付近の林道の崖崩れのため、車両の通行が禁止されておりましたが、その後、復旧したことから登山者がふえたものと考えているところでございます。

平成 26 年度指定管理者制度等による社会教育施設の利用人口計は 3 万 1,570 人、前年度より 3,056 人の減となったところでございます。

報告については以上であります。

〔報告に対する質疑〕
(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

(高間委員)

10 ページの学級編成表というところで、子どもたちが少なくなっているということで、空き校舎が出ているという、特別支援学級と合わせると今年度は一つこの空き校舎ができたということなのですからけれども、教室ですね、ごめんなさい。

教室ができたということで、私が聞くところでは学童の方たちのそういう希望が結構多いようには思うのですけれども、これが日程として毎年、ではこれが一つ確保できるかといったら、またいろいろあるのだろーと思えますけれども、こういう空き教室ができたときには、そういう検討というのは考えられるものなのでしょうか。

(教育長)

今回、学級編成上、一つ空き教室といえますか、できたと、こういったようなお話をさせていただきました。

基本的には学校の中で教育活動を展開する上で必要な教室というのは、特別教室も含めてかなり多くありますし、また施設の中には言葉の教室が入っていて、それらの教室、場所の確保と、そういったような問題がありますので、学校のほうでは基本的には学校内部で検討していただいて、必要な教室の活用といえますか、そういったことを今、考えているところです。

現状、空いて何も使われていないという教室はないというふうに理解をしております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

(小林委員)

一つ、12 ページの紅葉山のパークゴルフ場の件ですけれども、昨年、指定管理がかわられたということで、人数的には大分落ち込んでおられるという部分で、先ほどの説明ではそれぞれ教育委員会が相談に乗ってというのですけれども、今の現時点での課題と、それからなかなか高齢者が確保されているという部分で、今後、そういう部分がそういうことでどういう課題と相談をされているのかというのがもし話ございましたら、お願いいたします。

(教育長)

昨年はスタートの時点が5月1日ではなくて、5月の下旬からスタートしたということもあって、一番人が来るゴールデンウィークをできなかったというようなことで、恐らくこの数字だというふうに理解をしております。

本年につきましては、5月1日にスタートしておりますので、入り込み数、去年以上はいくだろうというふうに理解をしているところです。

昨年、1年間を通して私どもが指定管理のほうから、いろいろお聞きした部分で言いますと、やはり芝の管理上の問題がなかなかプロではありませんので、なかなか難しいと、こういうようなお話をされておりましたし、また機械等、一部ちょっとうまくいなくて、私どもが見てきて、一定程度、平和運動公園のほうで使用していないものもありましたので、そういうのを見ていただいて、そこを少し直して使ってもらいと、こういったことをやってきたところでもあります。

なお、管理者の中からはいろいろな例えば水の相談であるとか、それから芝刈りの協力でありますとか、いろいろなことを相談を受けておりますので、私どもができるものとできないものが当然ありますし、可能な限りでは協力していくつもりでいますけれども、そういったような課題があったかなというふうに思っているところでもあります。

なお、本年については、平和運動公園を芝管理をやっている、臨時の職員であります、1カ月に1回程度ぐらい、行って見ていただいて、ここをこういうふうにしたほうがいいのかというようなアドバイスも含めてやっていきましょうということで5月スタートしたところです。

(小林委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(高間委員)

今の12ページで、石炭博物館ということで100万からの減少という金額ですよね。それで、夕張としてもこの石炭の博物館ということは、今後、そういう観光なのか、教育施設の目玉ということで力を入れていくところだと思うのですけれども、この減少の要因というのは考えられることはどんなことなのでしょうか。

(教育長)

これはリゾートさんからいただいた報告を受けて記載しているわけでありましてけれども、若干の数値、1,100名ですか、少ないということでありましてけれども、リゾート側としては大体平年というか、このぐらいの感じではないかというようなことはお聞きしているところでもあります。

リゾートさんの営業上の問題とか、あるいは団体の部分が、ペースとしてはよかったのでしょうかけれども、個人として入っていく、そこの部分は少し少なくなってきたというお話は伺っております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【建設課】

1. 降雪状況について
2. 市道路肩決壊について
3. 財産の取得について
4. 損害賠償の決定について

(大山委員長)

それでは、次に、建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

建設課のほうから、最初に平成 26 年度の降雪状況についてということで、最終の取りまとめ結果について報告させていただきます。

次に、融雪水による市道の路肩決壊が発生しております。発生箇所について報告させていただきます。

3 件目、4 件目については、今議会議案案件となっております。財産の取得についてと、次に損害賠償額の決定についてということ、4 点、担当課長のほうから報告させていただきます。

(都市計画土木担当課長)

それでは、降雪状況についてご説明申し上げます。

資料 1 になります。平成 26 年度シーズンを取りまとめたものでございます。清水沢観測の最終降雪量は 719 センチで、昨年、平成 25 年度は 793 センチで、マイナス 74 センチの状況となっております。

平成 24 年度は 967 センチで 2 メーター 48 センチ、少ない状況でございます。

右側の欄につきましては、積雪及び過年度の積雪量を記載してございます。清水沢観測所で 4 月 3 日に降雪量、積雪量ゼロになっております。本町地区では 4 月 13 日にゼロとなっております。

また、平成 25 年度、平成 26 年度、2 年続いて平均、夕張の降雪量、863 センチでありますけれども、下回っている状況でございます。この降雪量が少ない分、道路等、凍結の深さが深く入っている状況で、凍結による道路の損傷が多く発生している現状でございます。

凍結の深さが入っているため、その解消につきましては平年よりちょっと時間がかかっているという状況でございます。

現在、道路等の補修について取りかかっている状況でございます。

次に、除雪出動回数につきましては、合計 93 回、昨年 98 回で 5 回ほど少ない状況でございます。

2 ページ目につきましては、平成 13 年度より各月の降雪量、出動回数を取りまとめた参考資料でございます。また、
した部分もありますのでご参照していただきたいと思います。

続きまして、市道路肩決壊について、資料 2 によりご説明申し上げます。

一番目、市道錦沢富野線、この発生時期につきましては平成 27 年 3 月 23 日、日曜日、午前 11 時 30 分ごろ、富野地区の地先により市役所に連絡が入っております。

発生場所は富野 77 番地先、市道錦沢富野線、サイクリングロードになります。位置的には、下に記載しております位置図になります。

発生状況につきましては、道路が陥没しているなどの連絡が入り、現地確認したところ、路肩延長、L=15 メーター、高さにつきましては H=5 メーターの決壊が発生、周辺、耕作地の被害はございませんでした。

この記載原因につきましては、融雪後、調査を行ったところ、既設横断管の破損による流水が土砂を押し流したと考えられます。

この既設管は、夕張鉄道軌道開通前に施工されたと思われ、大正 14 年ごろに施工された管ということとなっております。

今後の対応につきましては、本箇所の公共土木災害復旧事業の適用につきましては、異常気象の該当は発生しておらず、老朽管の損傷状況については適用除外ということになっておりますので、横断管につきましては市の直営等により今、補修をかけております。

その流された土につきましては、市内で発生する工事の発生残土によって今回、農道復旧を予定しております。

状況的に裏面にあります被災状況写真を掲載してございます。

続きまして、2 番目の市道紅葉山滝の上線につきましては、発生日時、平成 27 年 4 月 4 日土曜日、午前 11 時 40 分ごろ、
連絡が入っております。

発生場所は紅葉山 353 番地、五十嵐さんの地先になりますけれども、下の位置図の場所になります。

発生状況については、道市道の路肩延長、L=10 メーター、幅 2 メーターが
状況でございます。

原因は、融雪水による表面土のずれが発生したと思われれます。

その他の被害はございませんでした。

対応状況については、お借りしてのり面にすぐシートを張って、降雨による浸食防止措置を行い、調査を行った結果、4月20日時点で融雪による透水深透水がなくなったことから、路肩の盛り土を行って復旧作業を完了しているところでございます。

復旧作業の被害額については29万円ほどになっております。裏面には、その状況等に記載状況等、完成の写真を掲載していただいております。

続きまして、3の財産の取得についてであります。資料3でご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第8号及び夕張市財産条例第2条にかかわる財産取得手続きについて、議会の議決を得るものでございます。

財産取得は、小型ロータリー除雪車1.5メートル幅の1台でございます。

購入予算額につきましては、2,402万5,000円でございますけれども、5月25日、月曜日に入札を行い、2,138万4,000円で落札され、仮契約の準備を行い、議会の承認後、本契約とする予定でございます。

続きまして、損害賠償の額の確定につきましてご説明申し上げます。資料の4になります。

この事故につきましては、発生日時、平成26年12月7日、日曜日、午後5時3分ごろに発生しております。

発生場所は、夕張市日吉、黄色いハンカチ平和付近の信号でございます。

被害者には株式会社丸友さんでございます。

事故原因及び状況でございますが、時系列からご説明申し上げます。

平成26年12月7日、16時ごろ、被害者所有車両JAFのレッカー車になりますけれども、一般車両救出のため出動しておりましたが、その一般車両等とともに谷のほうに転落事故が発生しております。高さ5メートルの深さになります。

その後、16時16分に夕張警察署より、事故発生現場の坂道の砂散布の要請がありまして、出動しております。

17時ごろに砂散布車が現地に到着して作業を開始しましたが、17時3分ごろに、砂散布車も誤って谷に転落いたしました。

先に転落していたJAFレッカー車と接触し、破損を与えてしまったという状況でございます。

この事故による人身事故は発生しておりません。

本事故にかかわる被害者車両のこの種類につきましては、被害者車両のレッカー車ということで繁忙期を外して修理を行うということの協議を行い、この時期になっております。

賠償費用につきましては46万4,730円であり、5月25日の夕張市賠償委員

会を開催し、賠償額の審議を行ったところでございます。

これに基づき示談手続き、市長専決を行い、議会報告を行うものでございます。

なお、この賠償金につきましては、全国市有物件災害共済自動車損害共済の保険を適用しております。

以上で報告を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設課を終わります。

【産業課】

1. 夕張市公設地方卸売市場条例の一部改正について
2. 平成 26 年度夕張市観光客入込数について
3. 幸福の黄色いプレミアム商品券の販売について
4. 夕張温泉・夕鹿の湯休館の延長について

(大山委員長)

それでは、次に産業課より報告を受けてまいります。

(産業課長)

産業課からの所管事項、4 点についてご報告をいたします。

初めに、夕張市公設地方卸売市場条例の一部改正についてであります。道道夕張長沼線の一部切りかえ工事に伴い、市場敷地の一部を売却するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、1 ページの資料 1、新旧対照表、第 2 条面積 2 万 1,733.45 平米から、売却面積 2,004.57 平米と残地が発生することから、その残地面積 844.19 平米を差し引いた面積 1 万 8,884.69 平方メートルとなるものであります。

2 ページの資料 2 をごらん願います。

初めに、申しわけございませんが、記載間違いがございましたので訂正をお願いします。

資料の中の の中の D 改正後面積の欄なのですけれども、括弧書きで

A－B＋Cとありますが、＋Cを－Cと訂正願います。申しわけありません。

売却する土地はB、残地はC、改正後の位置がDとなります。

条例改正案につきましては、6月議会に提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、平成26年度夕張市観光客の入り込み数についてでございますが、3ページの資料3により報告させていただきます。

月別の前年度対比につきましては、4月から6月まで微増、7月から9月までは平均10%の減となりました。

その主な要因につきましては、道道自動車道夕張占冠間の開通による影響が依然として続いており、関連施設の来客の減によるものでございます。

11月は約37%の増となっておりますが、これにつきましては故高倉健さんをしのび、多くの方が幸福の黄色いハンカチ思い出広場に足を運んでいただいたことが要因と考えております。

1月から3月までの減少につきましては、スキー客の減によるものでありますが、特に3月は約30%の減少となりました。これにつきましては、昨年、本市で開催されました東日本医科学学生スキー大会がことしは行われなかったことが要因であります。

年間通してでございますが、前年度対比96%となり、4%の減という結果になっております。

主な要因といたしましては、国道274号の交通量の減少が今も依然として続いていることと、スキー客及び温泉施設への来館者の減少によるものでございます。

今後につきましては、地域振興を図るため関係機関との連携をより強化しまして、観光客など交流人口の増加に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、幸福の黄色いプレミアム商品券の販売についてでございますが、4ページの資料4をごらん願います。

新聞報道にもございましたけれども、第1弾として6月15日から6月30日までの期間で販売を実施いたします。なお、期間満了前に売れ切れとなった場合は、その時点で販売を終了いたします。

第1弾としての販売総額は4,500万円でございます。プレミア率、上乗せ分は30%です。

発行するセット数は、販売価格1万円の商品券が3,500セット、販売価格5,000円の商品券が2,000セットでございます。

購入限度額につきましては、1世帯3万円とし、ただし中学生以下の子育て世帯は5万円といたします。

商品券の使用期間は、購入された日から4月30日までといたします。

販売場所は5ページの別紙に記載のとおり、商工会議所南支所のほか、市内各ふれあいサロンで3日間、また富野、真谷地、楓、滝の上で6月16日のみの臨時販売をいたします。

販売期間は、それぞれ記載のとおりでございます。

使用可能な商品券取り扱い店は6ページの別添チラシの裏面のとおりでございますが、今後、追加となる場合もあります。

周知方法につきましては、広報ゆうばり6月号に掲載するほか、チラシを折り込む予定をしております。

次に、申しわけありません、資料がございませんのでに記載しておりますが、ゆうばり温泉夕鹿の湯の休館の延長についてであります。現在、休館中の夕鹿の湯につきましては、当初、4月18日の再開を予定しておりました。

しかし、指定管理者が改修方針に当たり業者点検をしたところ、想定以上に配管や設備の老朽化が進んでいるという報告がございました。今後、再開することを前提に最小限の経費負担による改修方法を検討したい旨の申し出がございましたので、改修工事の着工までに一定程度、時間を要すると判断いたしまして、今、指定管理者と秋ごろの再開をめどに協議をしまして、休館の延長を承諾したところでございます。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(高間委員)

今のゆうばり温泉の夕鹿の湯なのですけれども、これは指定管理でしたよね。

(総務課長)

指定管理です。

(高間委員)

これ指定管理だったと思うのですけれども、今、傷みの激しいところということで配管だとか、そういう部分はこれは業者任せということになっていくのでしょうか。

(総務課長)

高間委員の発言ですが、指定管理者制度というものをもう少し熟知されて発言されたほうがよろしいのではないのでしょうか。

あくまで指定管理者制度は、施設の管理運営ですから、そのことをよく踏まえた発言をされたほうがよろしいのではないかと思います。

(大山委員長)

現行では修繕費を、改修費用を指定管理者の負担ということで……

(総務課長)

業者任せという今、表現でしたよね。それは私も問題があると思います。制度の趣旨からして、そういった表現は私は問題があると思います。

(高間委員)

わかりました。後のことは、また直接、窓口のほうに行って。

(大山委員長)

いや、その発言について取り消し、業者任せという言葉、表現、議事録から削除。

(高間委員)

業者任せという私の発言でしたか。

では、取り消しいたします。お願いいたします。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(高間委員)

プレミアム商品券なのですけれども、取り扱い店ありますよね。これに載ってない商店というのは、どのような事情というかになりますか。

(産業課長)

現在、この裏面に載っている店舗について 114 店舗ございます。そのほか期限までの が忘れたということで今、数件追加がございます。

あとは、店舗の事情によって現金以外使えないという事情の店舗も中にはございました。ですので、ここに載っていない店舗につきましては店にわかりやすいステッカーを貼る予定をしておりますので、それで市民に周知したいと思っております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

(議長)

確認なのでちょっと発言をさせていただきたいと思うのですが、プレミアム商品券の関係で、購入限度額が 1 世帯それぞれ 3 万円、子育て世帯で 5 万円ということで決まっていますが、これは購入する際にいわゆる重複して同じ世帯が 2 回行くようなことというのはチェックできる方法とい

うのは何かご検討されているのでしょうか。

(産業課長)

完全なチェックというのは非常に難しいと思われます。ほかの市町村にも情報提供していただいた中で、ただ、最大限のなるべくそういうことが起きないようにチラシにこういう用紙を用意しまして、氏名、住所を書いてもらうということと、あとは受け付けのときに住所と名前を記載して、一応、限度額に達しないようなチェックは市のほうで最大限していきたいというふうに考えております。

(大山委員長)

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ございませんか。

ないようですので、これで産業課を終わります。

【保健福祉課】

1. 夕張市介護保険条例の一部改正について
2. 介護保険制度の改正について
3. 夕愛クリニックの閉院について

(大山委員長)

それでは、次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課から3件ほど報告させていただきます。

まず1点目、夕張市介護保険条例の一部改正についてでございます。

第5期の介護保険事業計画の期間中における保険料につきましては、さきの平成27年第1回の定例市議会において議決をいただいているところでありますが、今般、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定に関する政令の一部を改正する条例が4月10日に公布、施行されたことに伴い、介護保険料の軽減の対象者及び軽減幅等が定められたものでございます。

それに伴い、夕張市介護保険条例を一部改正しようとするものでございます。

具体的には、介護保険料の所得段階は第一段階に該当する方につきまして、基準額に乗じる割合を0.5から0.45に減じて、金額は2万9,700円のところ、2万6,700円に減額、変更するために条例を一部改正するものでございます。

引き続きまして、介護保険制度の改正についてご報告申し上げます。

さきに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法による介護保険法の改正が行われ、今般、制度が変わるものでございます。

まず、第 1 点目、特別養護老人ホームの利用対象者の変更についてでございます。

4 月以降、特別養護老人ホームに新しく入所される方につきましては、原則、要介護 3 以上の重度となるものでございます。

ただし、要介護 1、2 の方につきましても、特定の扱いといたしまして、まず認知症、もしくは知的障がい、精神障がいを伴って日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる、また家族等による深刻な虐待がうかがわれることなどにより、心身の安全・安心の確保が困難であること、また単身世帯である、同居家族が高齢、または病弱であるなどにより、家族等による支援が期待できず、かつ介護サービスや生活支援の供給が不十分などの場合に特別養護老人ホームへの入所が可能と認められるものでございます。

次、2 点目の変更といたしまして、サービスの利用者負担についてでございます。

介護保険のサービスを利用した場合につきましては、利用者の負担は原則として 1 割となっておりますが、65 歳以上で一定以上の所得がある方につきましては、平成 27 年 8 月から 2 割負担となるものでございます。

この一定以上の所得の基準につきましては、本人の合計所得金額が 160 万円以上で、なおかつ同じ世帯の 65 歳以上の方全員につきまして年金収入とその他の所得の合計が単身の場合は 280 万円、2 人以上で 346 万円以上の場合に 2 割となるものでございます。

今後、1 割、2 割の負担割合を記載した利用者負担割合表を 7 月中には送付する予定でございます。

また、この 2 割になった場合におきましても、負担額については高額介護サービス等の支給により全て 2 倍と、負担が 2 倍となるというわけではございません。

次、3 点目の変更でございますが、介護保険施設を利用したときにかかる食費及び居住費を軽減する場合の所得要件の変更についてでございます。

特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所、入院した場合などの費用のうち、食費、居住費につきましては市民税非課税など、税所得の方に対し補足給付という制度で軽減を行っているものでございます。

平成 27 年 8 月からは、さらに対象者を判定する際に資産要件を加え一定の

資産がある方などにつきましては、補足給付の対象外となるものでございます。

対象外になる基準といたしまして、預貯金等の資産が単身で 1,000 万円を超えている、または夫婦世帯で 2,000 万円を超えている場合であり、また別世帯に配偶者がいる場合においては、別世帯の配偶者が市民税が課税されている場合は対象外とするものでございます。

次に、高額介護サービス費の利用負担の月額上限額の一部見直しについてでございます。

1 カ月の利用者負担が世帯合計で所得区分に応じた資産限度額を超えて多くかかった場合につきましては、その超えた額を高額介護サービス費として払い戻す制度でございますが、平成 27 年 8 月から医療保険における制度と整合性を図るということから、現役並み所得者に相当する方につきましては、負担上限額が現行の 3 万 7,200 円から 4 万 4,400 円に改正されるものでございます。

この医療保険制度における現役並み所得者に相当する方につきましては、世帯内に課税所得の額が 145 万円以上の 65 歳以上の方がいる場合についてであります。

ただし、世帯内の 65 歳以上の方の収入の合計が 520 万円未満、また 65 歳以上の方が本人 1 人の場合は 383 万円未満の場合は、現行のまま 3 万 7,200 円が限度額となるものでございます。

次、3 点目の報告といたしまして、医療法人社団健翔会夕愛クリニックの閉院についてでございます。

若菜地区の民間医療機関でございます、医療法人社団健翔会夕愛クリニックが平成 27 年 5 月 29 日をもって閉院する旨、報告がされました。

閉院につきましては、法人の経営上の問題により閉院ということですが、治療していた市民の皆様には支障がないよう、新診療所の診療体制 要請し、対応をお願いしているところでございます。

また、日曜診療につきましては、医師会及び新診療所による輪番体制により実施してきておりますが、夕愛クリニックの当番日については、新診療所が新たに対応することとなっております。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

夕愛クリニックの閉院なのですけれども、夕愛クリニックの空いた建物に新しい医療機関が入るなどというお話は現在のところ特にはないのでしょうか。

(保健福祉課長)

民間と法人の所有なものですから、現在、今後の活用については報告はないのですが、新たな医療機関ということではないかなと思ってございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【市民課】

1. 夕張市国民健康保険平成 27 年度保険料の確率について
2. 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
3. 平成 27 年度特定健診等の実施について
4. 夕張市共同浴場設置条例の一部改正について
5. 夕張市汚泥再生処理センターの稼働について
6. 工事請負契約の締結について
7. 消費生活相談について

(大山委員長)

それでは、次に、市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

市民課からは報告事項 7 件ございます。まず、報告事項の 1 点目、夕張市国民健康保険平成 27 年度保険料の料率についてであります。資料 1 をお開きください。

保険料の説明の前段に、平成 26 年度の国民健康保険事業会計の状況について簡単にご説明しますと、人口減に伴う被保険者数の減少とほぼ同じ率で保険料収入が前年より減収しましたが、一方、歳出である医療給付費も同じ率で前年から減少するなど、当初見込んだ予算と比較して際立った歳出の増加は見られませんでした。

一方、該当者を退職者医療に切りかえを行ったことに伴い、対象者医療制度にかかわる被用者保険からの医療費補填分の収入が当初の見込みより増加したことから、最終的な決算としては 700 万円程度の黒字となる見込みです。

平成 26 年度の収支決算見込みを踏まえた上で、平成 27 年度の保険料率賦課限度額を検討した結果、今年度については資料 1 に示すとおり、均等割、平等割の額及び所得割の率について、前年度の同率、同額としました。

これは、前年度決算が若干の黒字になったとはいえ、本市の 1 人当たりの国保医療費は依然、全道において高い位置で推移していること、一方、徴収する保険料の 1 人当たりの額は全道平均より低いことなどに鑑み、今後の国保都道府県とも見据え、本市国保事業を円滑に進めるためにも料率を下げるという判断には至らなかったものです。

なお、保険料率は改定いたしません。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の賦課限度額、いわゆる上限を国の制度改正に伴ってそれぞれ資料のとおり 51 万円を 52 万円に、16 万円を 17 万円に、14 万円を 16 万円に改定いたします。

これまで説明した内容を 5 月 22 日に開催された夕張市国民健康保険運営協議会に諮ったところ、協議会から同意の旨、答申を受けたところであり、これをもって平成 27 年度夕張市国民健康保険の保険料について決定したところでございます。

次に、報告事項 2 番目、夕張市国民健康保険条例の一部改正についてありますが、資料 2 の 1 をお開きください。

今回の国保条例 1 の改正の大きなポイントは、昨年同様、国の制度改正が行われたことに伴い、対応する条文の改正を行うものであります。

まず、改正内容の 1 点目として、保険料賦課限度額の改定です。先ほど報告事項の 1 で説明したとおり、国の制度改正において保険料の賦課限度額が医療分と後期高齢者支援金分をそれぞれ 1 万円、介護納付金分を 2 万円引き上げになったことに伴い、本市国保においても同様の措置をとるものであります。

改正内容の 2 点目としては、所得が低い世帯への国民健康保険料軽減の拡大であります。

低所得世帯への保険料軽減措置の拡大については、昨年度実施しておりますが、今年度、さらにその対象を拡大する国の制度改正があったことから、同様の改正を行うものであります。

具体的には、保険料の算定に当たって、従前より世帯の所得が一定基準以下の場合、被保険者 1 人当たりにかかる均等割、1 世帯当たりにかかる平等割の額を、その基準に応じて 7 割、5 割、2 割軽減しておりましたが、その 5 割、2 割軽減部分の算定基準を昨年度より緩やかにします。

5 割軽減の判定に用いる世帯の所得算定において、昨年度は 33 万円プラス、24 万 5,000 円掛ける世帯の被保険者数を基準としておりましたが、定数であ

る 24 万 5,000 円を 26 万円とします。

同様に、2 割軽減の判定に用いる所得基準については、その係数を 45 万円から 47 万円とします。

このことにより、保険料軽減措置の対象拡大を図るものであります。

本改正の諮るのとあわせ、制度の名称変更による文言修正のほか、条例の趣旨をより明確化させるよう条文の整備を行うものであります。

次ページの資料 2 の 2 については、ただいま説明した改正内容を条文に落とし込み、新旧対照表としたものですので、ご参照ください。

当該内容につきましては、平成 27 年度に賦課する国保の保険料から適用されるものであります。

次に、報告事項 3 番目、平成 27 年度特定健診等の実施についてであります。資料 3 をお開きください。

まず、夕張市国民健康保険における特定健診及び後期高齢者医療制度における健康診査の実施について、本年度における集団健診は資料に示すとおり、の日程にて実施する予定であります。

会場の設定については、延べ 10 会場とし、平日に受診が困難な被保険者のため、土日に開催する会場をこれまでと同様 4 カ所設定しているところであります。

また、個別健診については、市立診療所において来年 3 月 31 日まで、随時の申し込みにより受診が可能となっております。

受診率向上対策として、特定健診受診料を無料化する施策の継続はもとより、一昨年度より看護師有資格者の個別訪問による受診勧奨を実施しているほか、集団健診の実施会場において健診受診者に対する次年度の受診の予約を受け付け等を実施しており、受診者の定着に一定の成果を上げていくため、今年度においても継続実施をする考えであります。

しかしながら、国保の特定健診の受診率は近年 20%前後で推移しており、もう 1 段階、2 段階の受診率向上を図るため、広報等の啓発活動、健康ポイントカード発行等による健康づくりの動機づけなどの施策を今後とも積極的に展開し、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

また、保険事業については、高齢者の筋力維持を主目的とする夕張ちよつと筋体操の普及のため、平成 23 年度より市民課と保健福祉課が相互協力する形で事業を行ってまいりました。

昨年度は、自主的に体操を行うサークルが発足するなど、徐々に浸透してきた感じとなり、この動きをいかに途絶えさせないかということも課題の一つとなってきております。

市民課主体分として、これまで全市民向けの普及講座を 7 月に実施してま

いりましたが、今年度は若干、趣向を変えた形で秋から冬の期間での開催を考えております。

詳細が明らかになった段階で、別途、周知に努め市民参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、報告事項の 4 番目、夕張市共同浴場設置条例の一部改正についてありますが、資料 4 をお開きください。

本市が運営している共同浴場のうち、南清浴場については住宅再編事業等の実施により、地域の風呂なし公営住宅の入居者がゼロになったため、本年 6 月をもって閉鎖する旨、3 月の行政常任委員会にて報告したところであります。

本件については、その後、地域住民への再説明、浴場内ポスターの掲示による利用者への周知を行っており、予定どおり 6 月 29 日の営業をもって閉鎖する考えでおります。

つきましては、施設閉鎖により南清浴場を条例上廃止するため、資料 4 に記載のとおり、夕張市共同浴場設置条例の一部改正案を次期定例市議会に提案したいと考えております。

なお、条例の一部改正に当たって、平成 19 年度に閉鎖した鹿の谷浴場について、建設時交付された国庫補助の取り扱いの関係から、当時、廃止措置をとらず条例上残してしまっていたことから、今回、改めて国の制度の確認の上、南清浴場とあわせて条例から落とすよう改正を行いたいと考えております。

次に、報告事項 5 番目、夕張市汚泥再生処理センターの稼働についてありますが、資料 5 をお開きください。

現平和し尿処理場の著しい老朽化のため、その改築事業として財政再生計画に搭載の上、実施した新し尿処理場の施設整備については、これまで折に触れて行政常任委員会にて報告を行い、また下記の第 1 回定例市議会において、その設置条例制定について議決を受けたところでございます。

改めて施設の概要を説明しますと、鉄筋コンクリート造の地上 2 階、地下 1 階建ての施設であり、延べ床面積は 1,780 平米、1 階あたりの面積は約 700 平米弱となります。

水処理設備については、膜分離高負荷脱窒素処理方式を用い、し尿処理の過程でそこからリンを回収し、リン酸肥料に転用します。

この方式により、日量 25 トンのし尿及び浄化層汚泥と 0.4 トンの生ごみを最大とした処理を行います。

施設整備工事については、資料記載のとおり 25 年度から今年度まで 3 カ年度にわたって実施し、現在、外構工事と試運転、性能試験を実施しております。

今後のスケジュールとしては、新施設である汚泥再生処理センターについては、6月末まで試運転、性能試験を実施し、その後、竣工、明け渡しの上で7月1日より本稼働を予定しております。

旧施設については、6月末までに搬入されたし尿について同施設内で処理する必要があるため、7月以降、2カ月程度継続して稼働し、その処理を終えた段階で閉鎖のための作業に入ります。

また、旧施設には受け入れたし尿を貯留、一次処理するための消火層は3基ございますが、数十年にわたる処理の過程で付着、沈殿した汚泥、ふたもといった固形物の除去、洗浄作業を今後、実施する予定でございます。

次に、報告事項6番目、工事請負契約の締結についてであります。資料の6をお開きください。

旧富野じん芥焼却場につきましては、ダイオキシン特別対策措置法の施行により、その排出基準を満たさないことから、平成14年12月に閉鎖し、これまで見回り点検等の作業を行ってまいりましたが、本体の建設から50年経過し、老朽化も著しく、一部鉄骨の腐食等も見えていることから、昨年度開催された三者協議の議題の一つとして解体工事を上げ、協議において一定の理解を得たことから、27年度当初予算に解体工事費用の計上を行ったところでございます。

当該工事の入札は、今月5月11日に実施され、五洋建設株式会社札幌支店を落札業者として決定し、同日、同社と仮契約を結んだところでございます。

五洋建設株式会社、漢数字の五に太平洋の洋と書きますが、建設土木工事の設計、請負等を手がける大手ゼネコンであり、他方、同士の焼却場解体の実績も有していることから、本市の焼却場解体においても十分な技術力を有しているものと考えております。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び夕張市議会の議決に付すべき契約に関する条例に基づき、次期定例市議会に工事請負契約の締結について議案提出したいと考えております。

報告事項の最後ですが、消費生活相談業務について報告いたします。

平成21年9月に施行となった消費者安全法に基づき、本市が行う消費者相談業務について、今年度、本年5月より社会福祉法人夕張社会福祉協議会に業務委託することにいたしました。

社会福祉協議会においては、高齢者の相談窓口としてこれまで市と連携し、消費者相談にかかわる情報の共有を図ってきたところであり、高齢者に対する相談、ノウハウのほか、消費者相談にかかわる情報も一定以上の蓄積がなされているところであります。

相談窓口は、夕張市消費生活相談室として、市社会福祉協議会内に専用電

話を設置し、電話相談は社協開設時に随時受け付けているほか、来所相談は事前の電話予約により面談日時を調整いたします。

当該内容は、広報ゆうばり及び市ホームページに掲載をし、市民周知を行っており、今後は市及び委託先、また道立消費生活センター等関係機関とも情報交換を随時行いながら、消費生活相談業務に当たる考えであります。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより、報告に対する質疑を受けてまいります。

(千葉委員)

特定健診等の実施率が20%前後という報告があったのですが、この20%前後に低い実施率の要因等について、もしお考えがあればお聞かせ願いたいのですが。

(市民課長)

特定健診の実施率については、私どもも常に実施率向上のためにいろいろな施策、個人負担の無料化も初め行っていたところであります。

ただ、やはり一度アンケートをとったことがあるのですが、自分で病院にかかっているから必要がないとか、健康であるために必要ないと考えておられる方含めていらっしゃるように聞いております。

ただ、そうした病院にかかっている方のデータなども市内の医療機関に共有できないかというアンケートも行っているところでありますが、まだちょっと現実問題として、ちょっとハードルが高いところがありますので、今後もしそういった面も含めて鋭意努力してまいりたいと考えております。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで市民課を終わります。

お諮りいたします。

ここで一旦、昼食休憩をとり、午後1時から再開をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、休憩に入ります。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

(大山委員長)

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

【上下水道課】

1. 夕張市上水道第 8 期拡張計画に係る P F I 事業について

(大山委員長)

上下水道課より報告を受けてまいります。

(上下水道課長)

上下水道課から 1 点の報告をいたします。

レジュメに書いてあります、一つ目として夕張市上水道第 8 期拡張計画に係る P F I 事業についてということで、資料 1 により説明していきます。

夕張市上水道第 8 期拡張計画に係る本年度の事業につきましては、平成 24 年度から実施しており、平成 27 年度に実施する事業についても概要を説明いたします。

初めに、1 の浄水場の整備であります、昨年度は土木建築工事や 8 月ごろに完成し、引き続き電気、機械工事が行われ、12 月下旬に各浄水場が完成したところであります。

その後、試運転を平成 27 年 1 月から実施しております。本年度の事業としては、現行浄水場の解体工事を実施するため、新浄水場の試運転、施設基準適合検査、給水開始前の水質、施設検査などの結果を北海道に届け出し、旭町浄水場は 5 月 15 日、また、清水沢浄水場につきましては 5 月 22 日に新浄水場からの給水に切りかえたところであります。

また、本浄水場解体後は、排水処理施設の建設と、その周辺の外構工事を実施する予定となっており、新浄水場の市への引き渡しは平成 28 年 6 月を予定しております。

次に、2 の場外系の機械、電気、系統設備の更新であります、本年度は配水池の流量計更新、水質監視モニター設置など実施する予定であります。

工事の概要につきましては、お手元の資料に記載のとおりであります。

次に、3 の施設管理業務等であります、施設の維持管理、水道メーター検針、浄水料金の集金、窓口業務について前年度と同様に本年 4 月から来年 3 月まで実施いたします。

4 のその他であります、市民への情報提供について、P F I 事業実施方針に基づき、市のホームページなどを通じて実施する予定であります。

以上で、本年度の予定されている主な事業を説明いたしました。

なお、2 ページ目に参考資料として場外系機械・電気設備更新等の平成 27 年度の実施予定工事と平成 26 年度の実績を一覧にいたしますので、ご参照願います。

以上で、水道課の報告を終わります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで上下水道課を終わります。

【財務課】

1. 財政再生計画 6 月変更について
2. 6 月補正予算について(補正予算調書)
3. 平成 26 年度特別交付税の決定について

(大山委員長)

それでは、次に、財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

財務課から、3 件について報告をさせていただきます。

1 番目と 2 番目につきましては関連でありまして、6 月の計画変更とそれに係る補正予算ということでご説明をしたいと思います。

それから、3 番目につきましては 26 年度の特別交付税が確定、決定しておりますので、その内容についてご報告をいたします。

それでは、まず資料 1 でございます。再生計画の変更でございます。

今回の変更につきましては、第 1 次、3 月の変更以降に生じた新たな課題に対応するものでございます。

計画変更後の収支増減額であります。約 1 億 8,500 万円となるものでございます。

次に、財源でございます。国庫支出金や幸福の黄色いハンカチ基金等の特定財源、これらを活用するほか、一般財源につきましては財政調整基金からの繰入金により対応するため、財政再生期間、計画期間の変更はないところでございます。

それでは、歳出関係から順に事業の概要をご説明いたします。

まず、1 番目、2 番目はハンカチ基金の関係でございます。1 番目についま

しては、基金の積立であります。特定団体及び特定事業を指定した寄付 3 件を積み立てるものでございます。

内容につきましては、伊勢ヶ浜部屋夕張受け入れ実行委員会に 10 万円、夕張夏祭り実行委員会 49 万 8,000 円、郷愁の丘整備に 5 万円というふうになっております。合わせて 109 万 8,000 円でございます。

2 番目の今度は補助でございますが、特定団体に対する寄付につきまして、該当団体等で助成をするという内容でございます。

今回、積み立てた 2 件に加えまして、NPO 法人夕張ファンタ 100 万円、夕張桜森 15 万 4,000 円、NPO 法人ありーさだ 2 万円の 3 件に加えた計 5 件、それに助成をするということでございます。

3 番目、ふるさと納税啓発事業でございますが、内容につきましてはふるさと納税にかかるさらなる啓発活動としまして、夕張市ふるさと納税啓発振興事業のパンフレット、これを増刷するという経費でございます。

4 番目、企業誘致事業でございます。企業誘致活動及び C B M 開発推進関連企業の積極的な誘致の展開を図るとともに、特産品 P R のための経費を山炭地域発展基金収入を活用し、実施をするというものでございます。

科目につきましては、消防費 使用料というふうになっております。

5 番目でございます。デマンド交通実証実験車両購入でございますが、これは南部地区におきましてデマンド交通実証実験の実施に当たりまして、10 人乗りのワゴン車を購入しまして事業者に貸与するというものでございます。

6 番目、電話交換機室エアコン修繕、これにつきましては、項目のとおり交換室のエアコンが故障したために、更新を行うということでございます。

7 番目、郷愁の丘センターハウス修繕でございます。郷愁の丘センターハウスにつきましては、経年劣化及び屋根の積雪によりまして雨漏りが生じておりますことから、修繕を行うというものでございます。

8 番目、社会保障税番号制度導入対応でございます。これはマイナンバーの制度導入に伴う関連経費を追加するというものでございます。

9 番、し尿処理料収納委託料でございます。新たに汚泥再生処理が建設がしました。それに伴いまして、現行のし尿分担料に加えまして、新たに徴収するし尿処分料の収納業務について委託をする経費を計上するということです。

次に 10 番と 11 番、これは一括申し上げます。し尿処理場の後処理という内容でございますが、汚泥再生処理センターの供用開始に伴いまして、現在のし尿処理場の残留のし尿物処理と処理槽内の汚泥等の除去及び洗浄を行うため、経費を計上するというものでございます。

次、12 番市民研修センター浄化層修繕でございます。市民研修センターの浄化層内に空気を送り込む機器、ブロワーというものがございまして、これ

が正常に作動しないため修繕を要するというものでございます。

13 番目、生活保護システム改修でございます。生活保護費の基準額の見直しに伴うシステム改修でございます。事業費及びシステム整備費補助金の見通しを示されたため、事業に着手するということでございます。

続きまして、14 番、15 番、給付事業関係でございます、これを一括説明申し上げます。

平成 26 年度より消費税の値上げの際、実施しました臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付費につきまして、27 年度においても引き続き実施するという事になったことから、所用の経費を計上するものでございます。

なお、給付費額は一律 6,000 円ということでございます。ちなみに、26 年度に向けましては、福祉給付のほうは 1 万円、もしくは 1 万 5,000 円ということになっておりまして、子育て関係につきましては 1 万円ということでありました。これが両方とも一律 6,000 円ということで給付をするという内容です。

次、16、外国語指導充実事業でございます。現在、委嘱しております外国語指導助手、これは教育委員会に配置しておりますけれども、認知満了後も再任用を希望しておりましたけれども、今回、帰国するということの申し出があったために、新規に指導助手を確保するための経費を計上するというものでございます。

17 番目、石炭博物館再生事業補助でございます。石炭博物館の機能再生や博物館を核としましたコミュニティーの形成及び人材育成に資するため、夕張市石炭博物館再生プロジェクト実行委員会に対しまして、事業実施に必要な経費について補助を行うものでございます。

次に、18 番新規採用職員養成でございますが、財政再生計画での一般事務職 1 名を消防本部に振りかえることとしたために、消防学校入校経費が必要となったところでございます。

次、消防団員被服整備でございますが、平成 13 年に女性消防団員の制服基準が制定されておりますが、現在もなお、旧制服が存在しておりまして、統一されていない状況でございます。これらを全て新基準の制服に更新を行うという、こういう経費でございます。

20 番目、防火貯水槽解体でございますが、南清水沢 4 丁目の民地敷地内に設置してある防火貯水槽につきまして、今般、所有者から解体撤去の要請があったことから、現行契約に基づき実施するものでございます。

なお、撤去後の消火作業については、大型水槽車の出動により対応ができるということでございます。

21、22、これ一括、財源振りかえのところでございますが、南空知ふるさ

と市町村圏組合補助金が見込まれることから、当初計上予算の一般財源から同補助金、諸収入ですが、そこに財源振りかえを行うということでございます。

したがって、一般財源が減額になるということでございます。

次に、23 番目、総合行政システム改修でございます。これは、マイナンバーのシステム改修でございます。

それで、国の補助金等の見通しが示されたため、今回、それにより着手をするという計画変更でございます。

また、制度導入にあわせて対応を要するシステムの改修及びその他法改正に伴うシステム改修についても実施を行うということでございます。

次に、24 番から 26 番までは、ただいま申し上げましたマイナンバー制度導入にかかるシステム改修でございます。これは省略させていただきます。

飛んで 27 番目にまいります。売却検討物件調査でございます。

これは、平成 28 年度末をもって指定管理 終了する観光施設のうち、売却を見込む施設につきまして対象物件の地歴調査と修繕更新費用の調査を行うものでございます。

28 番、合宿の里ひまわり安全対策事業でございます。これにつきましては、宿泊施設ひまわりの体育館天井に使用しているボルトにつきまして、落下防止対策を講じるものでございます。

歳出最後でございます、29 番、地方公会計制度改正対応業務でございます。

平成 27 年度 1 月に総務大臣より統一的な基準による地方公会計の整備促進に関する要請がなされたところでございまして、これによりますと 27 年度から 29 年度までの 3 年間で財務処理等を作成することとなり、この業務にかかる外部委託経費を今回、追加しようというものでございます。

以上で歳出の説明は終わります。

次に、2 番目の歳入関係でございます。

記載のとおり、歳出経費に関連する特定財源の追加と一般財源につきましては、財政調整基金繰入金で措置するという内容でございます。

金額につきましては、歳出同額の 1 億 8,522 万 4,000 円というものでございます。

なお、資料 1 の 2 につきましては、3 月変更後の企画と今回の変更内容を記載した資料でございます。ご参照願いたいと思います。

以上で、資料 1 の報告は終わりますが、現時点におきまして計画変更の導入に向けて国及び北海道と協議調整中でございます。今後、内容の変更 があることを申し添えておきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

次に、資料 2 をごらんください。

本調書につきましては、予算書のつくりになっております。

したがって、第 2 回定例市議会に原案として提出するものでございます。
議案として提出するものでございます。

それでは、1 枚めくっていただきます。1 ページ、債務負担行為の補正でございます。

2 件ございまして、まず一つ目はふるさと納税特産品購入費及び送料につきましても、7 月 1 日以降の寄付につきましては、来年の特産品が送られるということで、債務は現時点で 27 年度で確定をしているということで、来年の実施のものを債務負担行為をとっているという部分になっております。

次に、住民基本台帳ネットワークシステム機器等リースにつきましては、60 階層にわたる一括リース契約ということであるために、数年にわたるものなので今回、補正をすると、債務負担行為の補正をするという内容でございます。

次に、2 ページでございます。

款別の総括でございますけれども、総額 1 億 8,522 万 4,000 円ということになっております。

国庫支出金、道支出金につきましては 3,951 万 7,000 円、その他につきましてはハンカチ基金、または産炭地総合発展基金の終了など、2,773 万 7,000 円と、一般財源につきましては 1 億 1,797 万円、これは先ほど申しました財源につきましては、財政調整基金を取り崩すということになります。

次に、3 ページお開きください。事項別明細の補正でございます。事業の経費につきましても、その内容につきましては先ほどの資料 1、計画変更でご説明した内容と同様でございますことから、説明は割愛させていただきます。

なお、事業経費に対します財源についてですけれども、適用の欄に特定財源の種類を記載しております。それをご参照願いたいと思います。

それで、一般会計につきましては、ずっと行きまして 7 ページをお開きください。特別会計に移ります。

まず、介護保険事業会計、それと 8 ページ、後期高齢者医療事業会計、この 2 会計でございますが、内容は同一のものでございます。社会保障税番号制度導入に伴う支出の改修経費ということで、先ほどの一般会計のところでご説明申し上げましたマイナンバーシステムの改修の経費でございますので、詳しい説明は省略させていただきます。

なお、特別会計でありますので、財源につきましては一般会計から繰り出します。したがって、特別会計につきましては一般会計などの繰入金ということで措置するところでございます。

予算額でございますが、7 ページに戻っていただきまして、介護保険事業会

計でございますが、補正前は 16 億 4,930 万 5,000 円、補正額は 761 万 4,000 円、補正後の額は 16 億 5,691 万 9,000 円というふうになる予定でございます。

次、8 ページの後期高齢者医療事業会計でございますが、補正前の額が 2 億 4,838 万円、補正額が 899 万 7,000 円、補正後の額につきましては 2 億 5,737 万 7,000 円となっております。

以上で、資料 2 の説明を終わらせていただきます。

続けて、資料 3 の説明に移ります。平成 26 年度特別交付税の交付決定についてであります。

まず、3 月交付額が 3 月 20 日に交付の決定がなされております。そして、23 日に現金交付がされているところでございます。

交付額につきましては 12 億 68 万 1,000 円の交付決定となっております。なお、12 月交付額との総額では、15 億 9,558 万 5,000 円、約 16 億円でございます。

前年度の比較においてでございますが、146 万円、0.1%の微増となったところでございます。

また、財政再生計画との比較でございますけれども 4,814 万 2,000 円、3.1%の増加となっております。

以上で、特別交付税についてのご報告を終わります。

以上、財務課からの報告を終わらせていただきます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

1 番の財政再生計画の資料 1 についてお伺いします。

27 番目なのですけれども、売却検討物件調査の土壌汚染の可能性ということで、もう少し詳しく教えていただけるでしょうか。

(鈴木理事)

こちらのほうでございますが、ホテルとか観光施設の売却ということが指定管理、それがあと 2 年、平成 29 年の 3 月までということでございますが、どういう処理をするというか、売却をするにしても例えば指定管理にするにしても、これが施設を売却する、そのときの常識というか、業界の常識なのですが、ちゃんと土壌とかが例えば汚染とかされているとトラブルのもとになるので、ここはやはりちゃんと基礎的データとしてしっかり現状ということ調査しなければいけないということがございますので、そのための調査ということでございます。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

(大山委員長)

ほかに。

(本田委員)

1 番財政再生計画の 17 番石炭博物館再生事業補助教育費についてなのですが、1,200 万円以上の金額となっていますが、具体的にどういった内容での支出を予定されているのでしょうか。

(教育課長)

内容ですけれども、博物館の展示内容の更新の件と、それから模擬鉱路の補正の計画、それから住民参加型の講習会の実施ですとか、博物館に存在する博物館本来の機能を活性化させる事業に現在、充てるといようなことを考えております。

この部分に関しては文科省の補助金を利用するような形を考えています。

(大山委員長)

ほかにございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

【総務課】

1. 市有地施設の耐震診断結果について

(大山委員長)

それでは、次に、総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課からは、記載のとおり市有施設の耐震診断結果について明らかにしようとするものでございます。

表紙をめくって、資料をごらんください。

ごらんのとおり、市有施設の夕張市役所本庁舎を初め、医療施設である市立診療所、観光施設であるファミリースクールひまわり、学校施設でございます夕張市立ユーパロ幼稚園ということで、所管する課をまたがっている状況となっております。

これら、4 施設の耐震診断結果につきましては、数回にまたがっていることから、叶野理事のほうで取りまとめを行ったところでございます。

したがいまして、この報告については叶野理事のほうから説明をさせてい

ただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

(叶野理事)

それでは、私からここに記載しております市有施設の耐震化ということについて、耐震診断が終わっているものについてご説明していきたいと思ってございます。

この表、上のほうが耐震診断を行ったもの、中段については今後行うものということでございます。

このほかに、小学校、中学校というものがございますが、あと小学校については今の基準、昭和 56 年以降の建築ということで、耐震診断を必要としないと、中学校については平成 21 年の大規模改修を行った際にあわせて耐震診断を行っているということで、もう既に改修済みというご理解のもとにこの表はできてございます。

それでは早速、ちょっと字が小さくて自分も見えないので、説明させていただきたいと思います。

大きく分けて耐震診断が済んだものは、今、総務課長からありました 4 施設でございます。市役所、診療所、ひまわり、幼稚園ということでございます。

まず、上段の市役所、これについては平成 25 年に調査を終えてございます。建築年次が、昭和 53 年ということでございます。

肝心なところが、耐震診断結果ということでございまして、この市役所に対してどれだけの数値が必要かというところがこの①0.675 という数字でございます。それに対して診断の結果、今、この施設が持っている数値というのが 0.220 という状況でございます。

その 0.675 を 1 とするのであれば、0.325 ほどの割合しか耐震の能力を持っていないという表の見方となってございます。

続いて、施設診療所、これは構造上、建物が 3 棟ございますので A、B、C とさせていただきます。A については外来の建物で昭和 48 年の RC 造、これについては 0.68 に対して 0.551 という診断結果でございます。

B 棟、これは病棟と老健施設が入っている建物でございまして、昭和 34 年の RC 造、これも 0.680 という数字に対して 0.480 という結果でございます。

C 棟、同じく病棟と老健が入っているもので、昭和 34 年の構造でございます。これも 0.680 というものに対して 0.228 と若干、低い数字で出てきてございます。

ファミリースクールひまわり、これも大変校舎、屋体、柔剣道場と三つ区分で構造が湧かれていますので、それぞれ診断してございます。まず、ホテル部分であります校舎、これは昭和 48 年、RC 造、0.54 というものに対して

0.335、それから屋内体育館、昭和50年建築、0.6に対して0.141と、それから柔剣道場、昭和50年のS造、0.62に対して0.511という状況でございます。

ユーパロ幼稚園、幼稚園の構造で昭和46年にできておりますRC造、0.54に対して0.410という状況で、耐震診断終えた4施設全てにおいて、新しい基準の耐震指数を満たしていないという状況でございます。

これらにつきましては、今すぐどうするということはなかなか難しいものがありまして、それぞれその今後の予定どおり書いてございます市役所があれば移転等を考えながら何かと検討していきたいということ、それと診療所については、次期指定管理者、それから移転ということが決まっておりますので、そういう中で24時間、今、入院患者さん、それから老健に入っている方々もいるという中で、どこをどうしてやっていくのかということを検討しながら費用対効果も考えつつやっていきたいと、ファミリースクールひまわりについても、今後の指定管理のあり方という大きな問題を見つめ、方向性を出していきたいと。

幼稚園につきましては、建物上の構造上、教会とくつついておりまして、その教会の方々との話し合いの中でどうあるべきかということを経営しながら進めていきたいということで今現在、それぞれ考えているところでございます。

今後、下に3段ございますけれども、石炭博物館、それから支所、市場ということで、それぞれ27年、28年、29年というような形で随時、診断をしていきたいと。

この診断というのは、そもそも25年3月に策定いたしました夕張市耐震改修促進計画と、これに基づいて随時やると、その中で使用しないと、今後、廃止をしていく方向性のものについては、一応、その計画には載っているのですが、それは耐震診断をしないという状況でございますので、ここに掲げた4施設の方針が決まれば、当然、皆様に速やかにお知らせをすると、またほかの3施設については耐震診断が出た都度、ご報告申し上げますと、現状ではそのような状況になってございます。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしましたので、行政
常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
